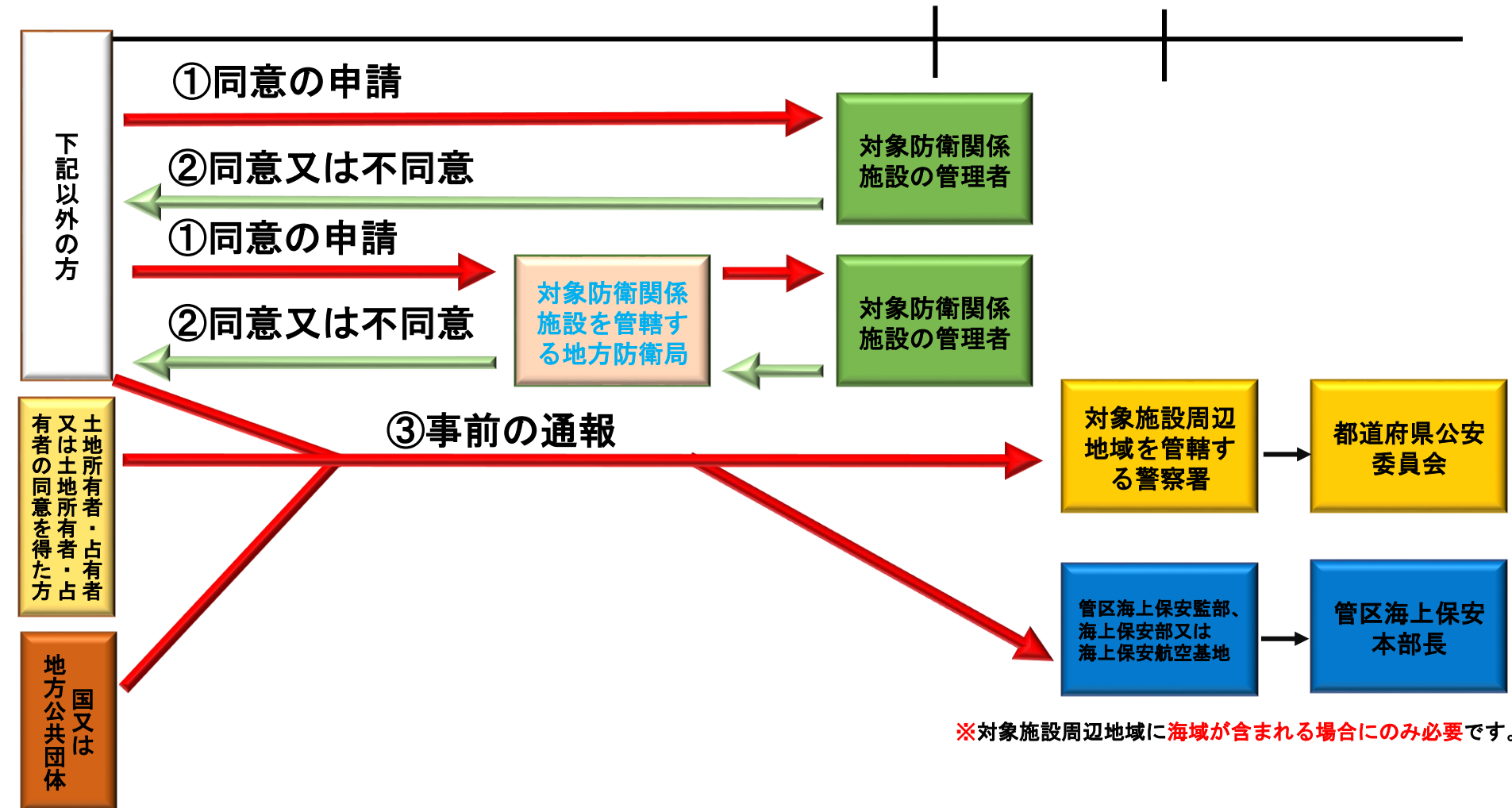


②在日米軍の場合

対象防衛関係施設の敷地又は区域の周囲おおむね300mの地域の上空において小型無人機等の飛行を行う場合の手続

飛行を行う30日前まで 飛行を行う48時間前まで



※申請書の様式については、対象防衛関係施設により様式が異なります。各対象防衛関係施設もしくは各地方防衛局にお問合せください。

※対象施設周辺地域に海域が含まれる場合にのみ必要です。

※具体的な通報の窓口となる警察署及び海上保安本部等については、各都道府県警察及び国土交通省のホームページを参照してください。通報書は警察署又は海上保安本部等の窓口でも入手することが可能です。

②在日米軍の場合

対象防衛関係施設の敷地又は区域の周囲おおむね300mの地域の上空において小型無人機等の飛行を行う場合の手続

対象防衛関係施設の管理者への**同意の申請**

小型無人機等の飛行を行うにあたり、土地所有者・占有者又は土地所有者・占有者の同意を得た方又は国又は地方公共団体の業務で小型無人機等の飛行を行おうとする方以外は**対象防衛関係施設の管理者**から同意を得る必要があります（同意を証する書面等の交付を受ける必要があります。）。

都道府県公安委員会並びに管区海上保安本部長への**事前の通報**

- 小型無人機等の飛行を行う**48時間前までに**、当該小型無人機等の飛行に係る**対象施設周辺地域を管轄する警察署及び海上保安本部等**（対象施設周辺地域に**海域が含まれる場合に限る。**）に、所定の様式の通報書を提出してください。
- この際、それぞれの**通報書の提出先に実際に飛行させる小型無人機等を提示する**必要があります。ただし、それが困難な場合には、**当該小型無人機等の写真を提出**することで足りります。
- 土地所有者・占有者の同意を得た方は、土地所有者・占有者の同意を証する書面の写しを提出する必要があります。
- 国又は地方公共団体の飛行のうち、国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う方は、これを証明する書面の写しを提出する必要があります。